

# すてっぷ 456月号



## Content

- ◆事業レポートⅠ  
令和6年度 大野城市男女共生講座 第4回  
ドキドキ！すてきな大野城ワンダーランド…………… P 2
- ◆事業レポートⅡ  
令和6年度 DV防止キャンペーン事業  
つぶされる心～DV被害の実態～…………… P 3
- ◆アスカーラ学びの森  
男女共同参画週間…………… P 4

# 事業レポート



## ◆事業レポート I

令和6年度 大野城市男女共生講座 第4回

## ドキドキ！すてきな大野城ワンダーランド

【大野城市のスゴイ人発見！シリーズ】

【日にち】令和6年11月14日（木）

【講師】赤司 善彦（市民ミュージアム大野城心のふるさと館 館長）

大野城心のふるさと館館長が、男女共生講座の4回目ということで、平安時代の女性の日記をテーマにお話してくださいました。

平安時代になり、陰陽寮（役所）から送られてくる暦に、起床から就寝までの1日の流れや守護仏や神社への崇拝、儀式など前日の出来事を記したのが、日記の始まりなのだそうです。

そのうちに、妾（正妻ではない）や女房（天皇の正妻などに仕える女官）が当時のくらしぶりを仮名で表すようになり、『蜻蛉日記』『枕草子』『紫式部日記』など、色々な日記が書かれました。

日記には、着物は十二単のように重ね着をするので、色目や季節、官位による服色などに細心の注意を払ったことも書かれていました。その中で、5世紀頃から始まった養蚕が大野城あたりにも伝えられるようになり、それを使って絹織物が作られたことも教えてくださいました。

また、姫君の誕生の祈願や喜び（天皇への入内の為）、たしなみとされた和歌のこと、時には、女房どうしの髪や化粧への羨望、正妻に対する妾の嫉妬などが書かれることもありました。

大河ドラマの「光る君へ」の登場人物の相関図を使って、日記の作者などを説明して下さったので、より当時を感じることができました。



大野城市男女共生講座は、実行委員の方が講師の人選や準備、講座当日の進行をしています。



### 【銘文】

しらぬひ 筑紫の綿は 身につけていまだは  
著ねど 暖かに見ゆ 沙弥満誓  
（筑紫の綿はまだ身につけて着たことはな  
いが、暖かそうに見える。）  
石碑所在地：太宰府市観世音寺

情報サポーター

みずほりターン



◆事業レポートⅡ

令和6年度 DV防止キャンペーン事業

つぶされる心 ～DV被害の実態～

【日にち】令和6年11月16日（土）

【講師】山崎 あづさ（弁護士）



まだかぴあで開催されたDV防止キャンペーンの講演会を聴きに行ってきた。

始めに山崎弁護士から、DV被害の実態について紹介されたのですが、聞くに堪えない程、あまりにもむごくて悲惨な状況にも関わらず、長期間（中には40年以上）、加害者のそばから逃げ出すことが出来ない方がいた、と知って被害の深刻さに驚かされました。

DVの本質は「支配とコントロール」で、家庭に君臨して自分の思い通りにしようとするもので、体を痛めつけるだけではなく、さまざまな方法で精神的に追い詰めて心を奪っていくものです。

また、ようやく加害者の元から逃げて被害を訴えたとしても、裁判所の運用が追いつかずDVへの理解が乏しいのも実情です。

山崎弁護士の元に来られた被害者の多くは、何か方針を決める時に「相手はどうするのか」をまず気にして（例：夫が怒るのが怖い等）自分がどうしたいのかが分からなくなっているそうです。

一番大切なことは傷ついて自分を見失っていた方が自分を取り戻すことだそうです。

パートナーと一緒にいる時に冷静に観察してみてください。自分が被害に遭っていることに気づいていない人も多いですよ!!

DVの手段となる「暴力」

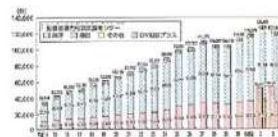
- ① 身体的暴力
- ② 精神的暴力
- ③ 性的暴力
- ④ 経済的暴力
- ⑤ 社会的暴力
- ⑥ 子どもを利用した暴力

精神的暴力に分類する場合も

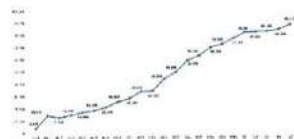
- ・女性の約4人に1人が被害体験あり
- ・DVに関する相談内容の約6割が精神的DVを含む

DV防止法施行から23年...DVの現状は？

配偶者暴力相談支援センター、警察への相談件数、いずれも右肩上がり



(令和5年版男女共同参画白書より)



(警察庁ホームページより)



令和6年度のDV防止講演会は、男女平等推進センターの関係団体【男女平等社会の実現を推進する「チームF」】によって実施されました。

情報サポーター 東慶院 桜子

# アスカーラ学びの森

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布、施行されました。この法律の目的及び基本理念に関する理解を深めるため、平成13年度より6月23日から29日までの1週間が「男女共同参画週間」と定められています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、一人ひとりの取組が必要です。

この機会に、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、考えてみませんか？



## 男女共同参画週間のキャッチフレーズ 過去の最優秀作品

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 第24回（令和6年度） | 「だれもがどれも選べる社会に」                |
| 第23回（令和5年度） | 無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。 |
| 第22回（令和4年度） | 「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ         |

参照：内閣府男女共同参画局

## ひとりごと

### 春だ。入学、入社のシーズンでもある。

皆さんは仕事を始める時、仕事を教えてもらいどのような受け答えをされていたらうか？

「はい！分かりました！」と爽やかに返答する人もいれば、緊張で声も出さず頷くので精一杯の人もいるかもしれない。

#### とある新入社員のお話

先輩（仕事を教えている）

「このフォルダにはこのファイルを入れて・・・」

新入社員（仕事を教えてもらっている）

「ふむふむ。なるほど！」

・・・受け答えの価値観は色々。この「ふむふむ。なるほど！」さんもきっと一生懸命だったのだろう。かく言う私も入社した時「はい！はい！」と受け答えは良いが、教えてもらった仕事内容を覚えていないという致命的な失敗をしている。しかし、失敗でも「経験」に変えてしまえば自分の「財産」になるはず、と思い頑張ってきた。

この春、色んな出発をする人、継続する人、少し休む人など・・・皆その「経験」が「財産」になる素敵な春になると嬉しい。



情報サポーター

ゴールド



## アスカーラ フォトギャラリー

令和6年度アスカーラ「男女共同参画」小中学生  
図画ポスター・標語コンクール表彰式



## 講座・イベント等のお申し込みとお問い合わせ先

公益財団法人大野城まどかぴあ

（男女平等推進センター）

アスカーラ

【住所】〒816-0934 大野城市曙町 2-3-1

【HP】<https://www.madokapia.or.jp>

【TEL】092（586）4030

【FAX】092（586）4031

受付時間／月曜日～土曜日 9時～17時

◎各種相談予約はホームページから24時間受付けております。



アスカーラ

検索

